別表七（二）付表四　記載要領

1　この表は、通算法人が令第113条第12項（引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例）において準用する同条第１項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　令第113条第12項において準用する同条第１項第１号に規定する支配関係事業年度（次号及び第４号において「支配関係事業年度」という。）以後の事業年度（同項第３号に規定する対象事業年度に限る。）に災害欠損事業年度がある場合には、「簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合（支配関係事業年度前の事業年度にあつては０、支配関係事業年度以後の事業年度にあつては⑴と（⑻－⑽）のうち少ない金額）」⑷の欄（当該災害欠損事業年度に係る部分に限る。）の記載に当たつては、当該災害欠損事業年度において生じた欠損金額のうち法第80条第５項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第１項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額（同条第13項の規定の適用がある場合には、同項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされたもの）を「⑻」の金額から控除して計算すること。

3　「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七（一）「当期分の災害損失金又は青色欠損金」）」⑻の各欄の内書には、支配関係事業年度以後の各事業年度ごとに別表七（二）付表三「13」の欄に記載された金額を合計した金額を記載すること。この場合において、「簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合（支配関係事業年度前の事業年度にあつては０、支配関係事業年度以後の事業年度にあつては⑴と（⑻－⑽）のうち少ない金額）」⑷の欄の記載に当たつては、その内書きした金額を「⑻」の金額から控除して計算すること。

4　支配関係事業年度以後の事業年度において生じた欠損金額が法第58条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の欠損金の特例）の規定の適用がある欠損金額である場合には、「⑻のうち特定資産譲渡等損失相当額（別表七（二）「19」）」⑼」の欄は、当該事業年度に係る部分には、「０」と記載すること。